

## 2025年6月議会 掛布まち子議員の反対討論

議案第60号 江南市国民健康保険税条例の一部改正について  
日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

条例の一部改正で問題なのは、課税限度額を、基礎課税分1万円、後期高齢者支援分を2万円それぞれ引き上げ、合計の賦課限度額を106万円から109万円にする内容の部分です。

国民健康保険の運営が県単位へと変更された2018年度以降、急激な国保税額の引き上げに合わせ、課税限度額の引き上げが毎年繰り返されてきました。

県単位化前の2017年度、87万円だった江南市国保の限度額を、わずか8年間後の2025年度、22万円も高い109万円にしようとしています。

これに伴い限度額に達する世帯の所得は、限度額の上昇に反比例して減り、市がモデル世帯に設定している、40歳代と30歳代の夫婦と小学生2人の4人世帯の場合、2017年度は、固定資産税額8万円とした場合、所得950万円で限度額87万円の国保税額に到達していたのに対し、今年度は、所得748万円で109万円の限度額に到達します。

所得が202万円も少ない世帯に対し、22万円も高くなった国保税を課す事態になっているのが、この間の推移です。

109万円の限度額到達のモデル世帯が、協会健保に加入した場合の健康保険料の額は、年間55万円程度ですみます。江南市国保に加入しているがために、約2倍高い健康保険税を払わなくてはなりません。国保加入者と協会けんぽ・健保組合加入者の間に、甚だしい不公平と格差が生じています。

課税限度額の引き上げ理由として、国は負担能力に応じた負担を掲げ、江南市の国保運営協議会は、高所得層により多くの負担を求めることで中間所得層の負担緩和を図る狙いがあるとしています。

しかし、国民健康保険は、協会けんぽや組合健保、共済組合の健康保険にはない賦課方式である、一人当たりいくらで課す、均等割と1世帯あたりいくらで課す平等割があるために、負担能力に応じた保険料の算定にはなっていません。特に、扶養家族である子どもが多い世帯ほど、保険税が高くなる矛盾にみちた賦課方式となっています。

このため、モデル世帯を少し変えて、例えば、40歳代の夫婦と子ども3人の5人家族の設定で計算してみたところ、先ほど述べた額よりもさらに少ない所得709万円で限度額109万円に到達してしまいます。

5人家族で所得709万円はもはや、高額所得層などではなく、中間所得層です。

負担能力に応じた負担方式ではない、国民健康保険の現在の賦課方式のもとで、際限のない、国保税引き上げに合わせ、課税限度額を引き上げれば上げるほど、世帯人数の多い世帯からどんどん低い所得で負担上限額に到達してしまうようになります。

国や市国保運営協議会が述べている引き上げ理由は、どれも間違っています。

委員会審議の中で、限度額 3 万円の引き上げによる国保税の増収見込みは 461 万円との答弁がありました。しかし、わずか 461 万円では、今後、市の国保税率の引き上げを抑制できる効果はほとんど望めません。

国民健康保険は、被保険者間の支えあいでもって運営するものではないはずですが。国民健康保険は被保険者に低所得者が多いこと、保険料に事業主負担がないこと等のため、相当額の国庫負担が必要です。にもかかわらず、自民党政権が国保への国庫負担を減らし続けてきました。この結果、被保険者の高齢化、医療費の増大で、高すぎる国保税がさらに引き上がる構造的な問題が深刻化しています。この問題を残したまま、医療費の増大を被保険者の負担で賄うのは限界です。

格差拡大につながる限度額の引き上げではなく、全国知事会や全国市長会も求めているとおり、公費を 1 兆円投入して均等割、平等割をなくし、協会けんぽ並みの保険税額に引き下げるとともに、負担能力に応じた保険税の仕組みに変える必要があります。

江南市国保としては、県に追随するのではなく、一般会計からの法定外繰り入れを増やし、まずは子どもの均等割を無くし、一步でも二歩でも、国保被保険者の重すぎる負担を軽減するよう求めて、反対討論とします。